

令和3年度第19回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和4年1月13日

担当部・課：総務部管財課〔内線4089〕

① 件 名
国に対して行政財産の使用料の減免、無償・減額貸付及び普通財産の譲与、減額譲渡、無償・減額貸付を可能とすることについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方公共団体から国等に対する寄附金等の支出を原則禁止としていた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」附則第5条が「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」第16条により廃止され、地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについては、各地方公共団体の自主的な判断に委ねることとされた。</p> <p>【目的】 国に対して行政財産の使用料の減免、無償・減額貸付及び普通財産の譲与、減額譲渡、無償・減額貸付を可能とすることにより、自主性・自立性が高められ、市の裁量拡大を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号） 石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年条例第68号） 石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例（平成17年条例第64号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成23年11月30日 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律施行
⑤ 主な内容
国に対して行政財産の使用料の減免、無償・減額貸付及び普通財産の譲与、減額譲渡、無償・減額貸付を可能とするもの。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 復興事業等で市が取得した国名義にすべき財産や、市が受益者となる国が施行する事業の市名義の事業用地を、必要に応じ譲与、無償又は減額貸付け、若しくは使用料の減免を可能とすることにより、権利関係及び管理区分について適切な整理が図られ、円滑な事業の施行に資するもの。</p> <p>【市財政への負担】 国において事業を施行する場合は予算をもって賄うことを基本とし、寄附等を強制されるものではないため、市財政へ負担が生じるものではない。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
県内自治体では仙台市や気仙沼市等、35市町村のうち14市町村で実施済み。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和4年2月	市議会第1回定例会に石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）
⑨ その他	